

協議事項

令和4年度臨床研修医募集定員について

- ・ 基礎研究医プログラムについて
- ・ 募集定員の病院ごとの配分について

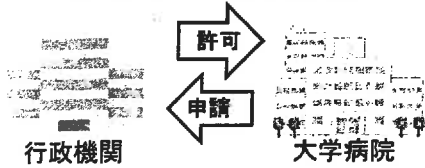
臨床研修における基礎研究医プログラム

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2

背景

- 我が国の国際競争力は、基礎医学論文数の観点からも、相対的に低下傾向であり、基礎医学系の大学院博士課程入学者に占める医師免許取得者の割合を高める必要がある。
- 令和4年度の研修より、基礎医学に意欲がある学生を対象に、臨床研修と基礎研究を両立を可能とする基礎研究医プログラムの募集を開始する。
- 基礎医育成・研修コースの定員については、一般の募集定員とは別枠の定員を設定し、一般のマッチングに先行して選考を行う。

基礎研究医プログラム



基礎研究医プログラム設置要件

基幹型臨床研修病院である大学病院(本院に限る)

- プログラム開始時に、所属する基礎医学系の教室を決定し、オリエンテーションを行うこと。
- 選択研修期間に、16週以上、24週未満の基礎医学の教室に所属する期間を用意すること。
- 基礎医学研修を開始する前に、臨床研修の到達目標の到達度の評価を行うこと。
- 臨床研修後、4年以内を目処に、作成した基礎医学の論文を、研修管理委員会に提出すること。
- 臨床研修修了後に、プログラム修了者の到達目標の達成度と臨床研修後の進路を管轄する地方厚生局に報告すること。

基礎枠限定選考
(5月頃)

基礎医学研究に
より意欲のある学生

対象者: 基礎医学に意欲があり、基礎医学系の教室に所属する者

マッチング
(6月～)

臨床業務等に
より意欲のある学生

募集定員全体

マッチング枠

一大学につき原則1名※
※基準に応じて0～5名

臨床研修

臨床研修

臨床研修*+基礎研究
基礎医学系の教室へ所属

※到達目標を満たすことが条件

6

基礎研究医プログラムにかかるこれまでの経緯

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日)

5 その他

(2) 研究医養成との関係

優れた基礎医学研究医を養成するため、基礎医学に意欲があり、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象に、臨床研修と基礎医学を両立するための基礎医育成・研修コースを大学病院に設置することが望ましい。募集定員を一般の募集定員とは別枠とし、選考を一般のマッチングとは分けて実施することとする。

平成30年度第4回医師臨床研修部会(平成31年2月27日)

医師臨床研修部会報告書を元に、プログラムの詳細について審議。

- ・名称を「基礎研究医プログラム」とする。
 - ・プログラムを設置可能な施設を、過去3年間の研修医の採用実績が平均25名以上の大学病院(本院に限る)とする。
 - ・プログラムの設置要件について、研修期間や義務(論文提出)等を設定する。
 - ・医学部の定員増における基礎研究医枠に鑑み、基礎医プログラムの全国の総定員を40名とする。
- 等の事項を決定。

省令施行通知※の一部改正(平成31年3月29日)

医師臨床研修部会報告書(平成30年3月30日)および平成30年度第4回臨床研修部会(平成31年2月27日)の審議結果を踏まえ、基礎研究医プログラムについて、省令施行通知を一部改正

※医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(医政発第0612004号 平成15年6月12日)

基礎研究医プログラムの定員設定について

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2 一部改

施行通知(定員部分の抜粋)

原則1名とするが、当該プログラムを実施する施設が次の基準を全て満たしている場合は最大5名まで、1つ基準を満たしていない場合は最大3名まで、3つ以上基準を満たしていない場合は0名とする。

- (i) 基礎系の教室を通じて基礎医学研究歴7年以上の複数の指導者(医師)が指導できるキャリア支援体制が確保されている。
- (ii) 当該プログラムの修了者に魅力あるキャリアパスを複数提示している。
- (iii) 論文指導を行う環境があり、学会発表の機会が用意されている。
- (iv) 年間受託している基礎医学分野の科学研究費助成事業と国立研究開発法人日本研究開発機構(AMED)対象事業の予算の合計が8,000万円を越えていること。
- (v) 基礎医学分野でImpact Factor 15以上の論文が過去3年間にある。

定員設定

上記の施行通知の定め方によって、全国の総定員が40名を超える場合、以下のように定員を定めてはどうか。

○公平性と透明性の観点から、上記(i)~(v)のうち、科研費等の金額(iv)と論文数(v)により決定する。

- ・応募が40大学より多い場合
科研費等(iv)の金額が多い順に定員を1名ずつ設定する。
- ・応募が40大学以下の場合
①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、
②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、
③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。

○いずれの場合も、上記の施行通知による定員を限度とする。

8

基礎研究医プログラムの定員設定のイメージ

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2

(例)仮に全国の定員を
10名とした場合



	A大学	B大学	C大学	D大学	E大学	
満たしている基準数	全て	全て	4	3	2	
最大人数	5	5	3	1	0	
科研費等	1億円	9500万	8000万	7000万	6000万	
Impact Factor 15以上の論文数	5	3	0	0	0	
①基準を3つ以上満たした大学へ、1名ずつ定員を設定	+1	+1	+1	+1	0	残り6名
②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定	+1	+1	+1	+0 (最大人数1名)		残り3名
③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。	+2	+1				
合計定員数	4	3	2	1	0	計算順 ↓

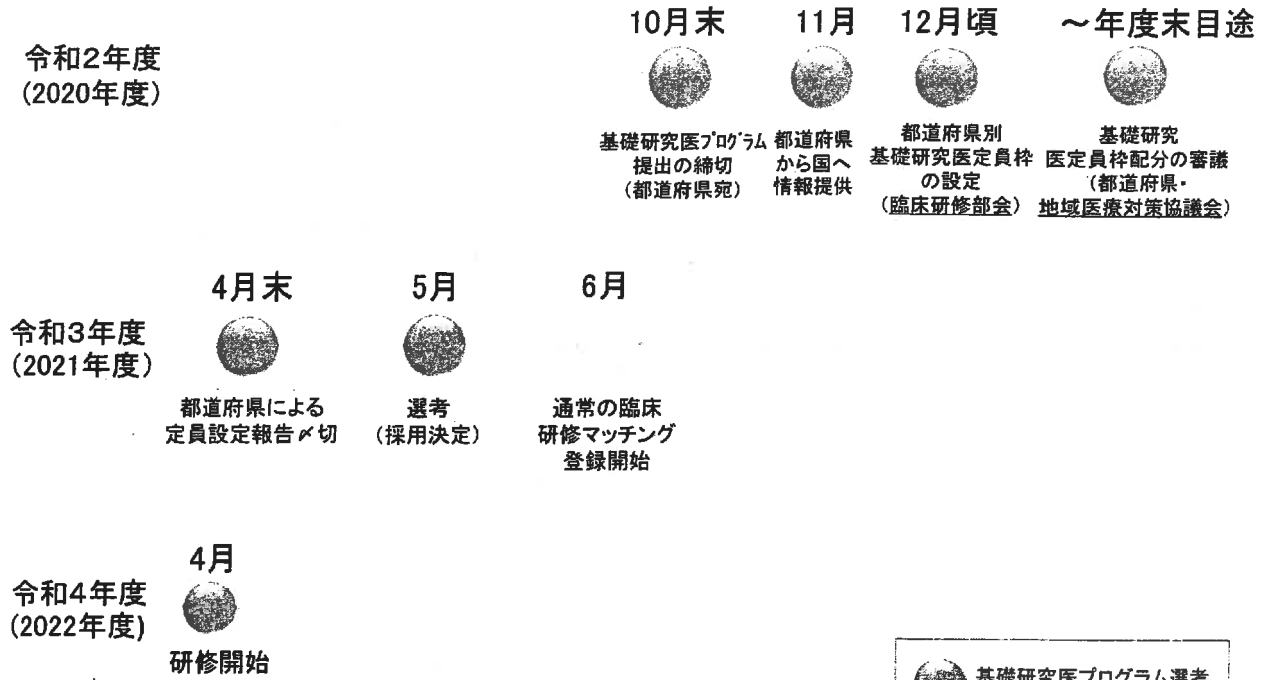
(再掲)応募が40大学以下の場合の手順

- ①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、
 - ②残りの定員を科研費等(iv)の金額が多い順に1名ずつ設定し、
 - ③さらに残りの定員がある場合は、論文数(v)の多い順に1名ずつ設定する。
- ※施行通知による定員を限度とする。

9

基礎研究医プログラムの採用イメージ (2022年度研修開始分)

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2



基礎研究医プログラム選考に関するスケジュール

研究医プログラム採用プロセス(案)

令和2年度 第2回 医道審議会
医師分科会 医師臨床研修部会
資料2

	2020年			2021年				
	10月	11月	12月	1月	...	4月	5月	6月 ... 8月~11月
採用者						病院見学等	認定病院へ応募	大学院入試 (受験者のみ)
不採用者								
大学病院	都道府県へ申請書提出 締め切り (10月末)					募集要項公開	都道府県へ選考結果報告	通常マッチング開始
都道府県		国へ申請報告 (11月末)				大学・国へ認定結果、定員決定の連絡 (定員数決定 締め切りは4月末)	国へ結果報告	
厚生労働省 (国)			都道府県へ定員数を決定し連絡 (12月頃)					

令和4年度臨床研修定員の追加 ①

基礎研究医プログラム定員の追加について

令和4年度基礎研究医プログラムについて計30大学から応募があり、令和2年度第2回医師臨床研修部会（令和2年9月）において決定された方法に従い、下記①～③の流れで定員を配布する。

- ①各大学に1名ずつ定員を設定した上で、
- ②残りの定員を科研費等（ⅳ）の金額が多い順に1名ずつ設定し、
- ③さらに残りの定員がある場合は、論文数（ⅴ）の多い順に1名ずつ設定する。

※施行通知による定員を限度とする。

応募の概要と配布定員

届出のあった基幹型病院数(大学)	30 大学 (21都道府県)
届出のあった希望定員合計	79 名 (5名:6大学、3名:11大学、2名:3大学、1名:10大学)
定員設定にあたって満たしている基準数	5項目:15大学、4項目:10大学、3項目:5大学
科研費等	5大学:<8千万、20大学:8千万~10億、5大学:>10億
Impact Factor 15以上の論文数	12大学:0本、14大学:1本~10本、4大学≥11本
配布定員	40 名 (2名:10大学、1名:20大学)

2

令和4年度 基礎研究医プログラム定員

	都道府県	基幹型病院	定員		都道府県	基幹型病院	定員
1	北海道	北海道大学病院	1	16	静岡県	浜松医科大学病院	1
2	宮城県	東北大学病院	2	17	滋賀県	滋賀医科大学病院	1
3	茨城県	筑波大学附属病院	1	18	京都府	京都大学病院	2
4	栃木県	獨協医科大学病院	1	19	京都府	京都府立医科大学病院	1
5	埼玉県	埼玉医科大学病院	1	20	大阪府	大阪大学病院	2
6	千葉県	千葉大学医学部附属病院	2	21	大阪府	関西医科大学病院	1
7	東京都	慶應義塾大学病院	2	22	大阪府	大阪市立医科大学病院	2
8	東京都	帝京大学医学部附属病院	1	23	兵庫県	兵庫医科大学病院	1
9	東京都	東京医科歯科大学附属病院	2	24	奈良県	奈良県立医科大学病院	2
10	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	1	25	和歌山県	和歌山県立医科大学病院	1
11	東京都	東京女子医科大学病院	1	26	岡山県	岡山大学病院	1
12	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	1	27	広島県	広島大学病院	1
13	東京都	日本医科大学付属病院	2	28	福岡県	久留米大学病院	1
14	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	1	29	大分県	大分大学病院	2
15	山梨県	山梨大学医学部附属病院	1	30	鹿児島県	鹿児島大学病院	1

3

令和4年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

病院	基本調整 A	各指標による配分 B	調整数 C	最小定員保証※ D	令和4年度募集定員 A+B+C+D	募集定員		
						3年度	2年度	31年度
京都大学医学部附属病院	57	20	▲ 1		76	76	80	78
府立医科大学附属病院	36	28	▲ 1		63	60	62	60
京都第二赤十字病院	14	3	1		18	18	20	19
京都第一赤十字病院	10	2	2		14	14	14	12
京都市立病院	9	3	1		13	13	13	12
京都医療センター	7	2	1		10	10	10	9
洛和会音羽病院	7	2			9	9	10	9
宇治徳洲会病院	6	2			8	8	8	8
京都桂病院	4	0	1		5	5	6	6
武田総合病院	4	1	1		6	5	6	5
京都民医連中央病院	3	1			4	4	5	5
京都岡本記念病院	2	2			4	3	4	3
京都中部総合医療センター	3	2			5	5	5	5
福知山市民病院	3	2			5	5	5	5
北部医療センター	3	2			5	5	6	5
武田病院	1			1	2	2	2	2
綾部市立病院	1			1	2	2	2	2
鞍馬口医療センター	1			1	2	2	2	2
舞鶴医療センター	1			1	2	2	2	2
舞鶴共済病院	0				0	0	0	0
済生会京都府病院	1			1	2	2	2	2
洛和会丸太町病院	1			1	2	2	2	2
新京都南病院	1			1	2	2	2	2
山城総合医療センター	1			1	2	2	2	2
合計	176	72	5	8	261	256	270	257

※A～Cを配分した結果、やむを得ず一病院あたりの定員配布数が1となる場合、医療対策協議会の了承を得て当該病院の募集定員数を2に増加するための加算

京都府の募集定員の推移（令和3年度定員までの考え方）

研修開始年度	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
上限計算値 + 特例措置①			264	254	255	250	245	257	243	270	R 3 採用実績	R 4 採用実績	
特例措置② (北部)				5	5	5	5	5	0	0			
特例措置③ (上限追加)									5				
府上限			264	259	260	255	250	262	248	270			
定員調整等			7	6	7	10	7	8	8	8			
募集定員	283	285	271	265	267	265	257	270	256	278			
採用実績	264	254	255	250	245	257	243	270	R 3 採用実績	R 4 採用実績	R 5 採用実績	R 6 採用実績	

京都府の募集定員の推移（R2.12.10、R3.2.1 医道審議会後）

令和5年度以降の決定方法未定

研修開始年度	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31	令 2	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7
上限計算値 + 特例措置①			264	254	255	250	245	257	243	248	253	253	
特例措置② (北部)				5	5	5	5	5	0	0	0	0	
特例措置③ (上限追加)									5	5	?	?	
府上限			264	259	260	255	250	262	248	253	253	253	
定員調整等			7	6	7	10	7	8	8	8	8	8	
募集定員	283	285	271	265	267	265	257	270	256	261	261	261	
採用実績	264	254	255	250	245	257	243	270	R 3 採用実績	R 4 採用実績	R 5 採用実績	R 6 採用実績	

令和4年度臨床研修募集定員 病院ごとの配分について

◆令和4年度募集定員

261名

〔内訳：都道府県上限253名（R2.12.14通知248名+R3.2.12通知5名追加）
最小定員保証8名（省令施行通知に基づく国の措置）〕

◆病院ごとの配分の考え方

（1）基本調整A

- ①過去3年間の4月1日時点の受入実績（H30～R2）の平均値を算出する（小数点以下四捨五入）。
- ②（214名－8名）×0.9＝185名を基礎数とし、①で算出した平均値の構成比で病院ごと按分する（小数点以下切り捨て）。ただし0となる病院は1とする。

※受入実績は、大学病院から小児・産科プログラム4名を減じ、府立医大から各年度の地域枠採用実績を減じる。

※214名は国の特例措置が継続しない想定で昨年度算出したR7定員推計値。
8名は府立医大の地域枠7名×1.08（R4募集定員倍率）

（2）各指標による配分B（最小定員保証病院除く）

	項目	配分数
1	医育機関	13名
2	小児・産科プログラム	4名
3	地域枠	8名 ※7×1.08（R4募集定員倍率）
4	医師少数区域等	5名になるよう調整
5	専門研修プログラム ・R3 府北部地域等での勤務 ・R3 開始プログラムの3年間（または4、5年間）におけるシーリング対象外県での勤務（年あたり平均）	1～10人で1名 11人以上で2名 ※1年間勤務で1名、1年未満の勤務は月数を12で割る
6	採用率	H28～R2連続100%で1名
7	定着率	上位から1名ずつ

ここまでに248名配分

(3) 調整数C

- ① R3定員配分時に「激変緩和措置」でマイナスした病院に、前年度定員数から増加するように配分。ただし、A、Bの配分で既に前年度定員数を上回っている病院は除く。
- ② A、Bの配分で、前年度定員を下回る病院に、前年度同数になるように配分
- ③ ①、②の調整により、上限253名を超過した分（2名）について、定員の多い大学病院から減じて調整

ここまでで253名を配分

(4) 最小定員保証D

A、B、Cまでの配分の結果1名になる病院は、医療対策協議会の了承を得て2名とする

合計261名
